## 高等学校大会等派遣関係事業 補助対象経費·補助基準額一覧

- (1) 期間…原則として開会式の前日から試合終了日までとする。 (ただし雨天順延等特別の事情があった場合は別途考慮する。)
- (2)人数…大会登録選手数とする。 (3)旅費…原則として、山口県旅費規程に基づき実費を請求する。

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	選手の交通費 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合 3 バス等借り上げ車使用の場合 4 校内所有のバス等を使用の場合	・もっとも経済的な通常の経路及び 方法によるものとし、学割、団体割 引等を利用する。 ・目的地が関東以東、または沖縄の 場合は、航空料金と目的地までを対 象とする。 ・引率職員が自家用車使用を認められ、生徒が同乗した場合は交通費の 生徒負担はなかったものとする。 (原則は用具運搬等に限る) ・引率者等を含めて、1人あたりの 負担額を算出する。 ・2の個人車両使用の場合と同様と する。(県外使用が認められた場合)
	宿 消 費	選手の宿泊費	・「大会宿泊要項」等に定められた 料金とする。 (タ・朝食が含まれていない場合は、 夕食代:1,500円、朝食代:700円を 限度とする。)
役務費	振込手数料	補助金の振り込み手数料等	実費
使用料 及び 賃借料	会場用料等	現地でのタクシー等の使用料	・引率者等を含めて、1人あたりの 負担額を算出する。
	11.4	高速道路使用料等	・引率者等を含めて、1人あたりの 負担額を算出する。

## ※ 参加料は対象外とする。

- ※ 領収書について
  - 〇 個人領収は不可とする。
  - 公共交通機関を利用した場合、チケットの領収書または旅行会社等の 明細書ならびに領収書を必要とする。
  - 宿泊先以外で食事をとった場合、領収書を必要とする。
- 県立学校の教職員が出張する場合、レンタカー使用は認められない。
- 公共交通機関を利用して目的地に行った場合で、現地での移動の際、公 共交通機 関ではなくタクシーや観光バス等を借り上げる必要性が生じた 場合は、その経費を補助対象とする。